

## ICT NEWS 創刊にあたって



医療安全・感染管理部  
教授  
兼児 敏浩

皆様、こんにちは。三重大学病院の兼児でございます。平成 25 年 8 月より、当院医療安全・感染管理部は新たな体制となりました。感染対策の分野においては、平成 24 年の診療報酬改定において、感染防止対策加算に医療機関間連携が取り入れられ、地域連携の構築が求められているところです。当院も新体制のもと、地域の中核的医療機関として、ホームページの開設、ICT NEWS の発行等を通じ、情報発信をしていきたいと考えております。ICT NEWS においては、医療機関における感染対策担当者向けに感染対策の基本的事項、トピックス等を取りあげていきたいと考えております。今後ともよろしくお願いたします。

## 感染症関連法規について（1）～医療法関連～

医療機関において ICT 活動を行う際には、関連する法令・通知の理解が必要となる場合があります。本稿では、「院内感染対策に関連する法規」について整理したいと思います。

院内感染対策を含む医療の安全の確保については、医療法第 6 条の 10、医療法施行規則第 1 条の 11、及び、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330010 号厚生労働省医政局長通知）において定められております。このなかでは、①指針の策定、②委員会の開催、③従業者に対する研修、④改善のための方策の実施について規定されております。

（医療法）  
第 6 条の 10 病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の安全を確保するための措置を講じなければならない。

（医療法施行規則）  
第 1 条の 11  
2 病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。  
一 院内感染対策のための体制の確保に係る措置として次に掲げるもの（ただし、ロについては、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。）  
イ 院内感染対策のための指針の策定  
ロ 院内感染対策のための委員会の開催  
ニ 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施  
三 当該病院等における感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策の実施

病院内の感染症アウトブレイクへの対応を含めた医療機関等における院内感染対策に関する留意事項について、「医療機関等における院内感染対策について」（平成 23 年 6 月 17 日医政指発 0617 第 1 号厚生労働省医政局指導課長通知）において取りまとめられております。このなかでは、①感染制御の組織化として、感染制御チームに関する事項、②医療機関間の連携に関する事項、③アウトブレイク時の対応に関する事項が、新たに記載されております。

上記の法令・通知が院内感染対策を実施していく上での基本的事項になりますので、ご一読いただければと思います。

（参考文献）・厚生労働省医療安全対策ホームページ、法令・通知等 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/>